二五　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三一年政令第一〇二号）の一部改正

租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第二〇条及び第二一条関係）

二六　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第一二一号）の一部改正

租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第三三条関係）

二七　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（政令第二〇八号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次により、不当廉売に係る暫定的な関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　暫定的な不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　トリス（クロロプロピル）ホスフェートを輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二〇九号）（文部科学省）

1　国立大学法人東海国立大学機構が行う国立大学法人岐阜大学の行った事業に係る積立金の処分に係る承認の手続等に関する期限を延長することとした。（第九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一〇号）（厚生労働省）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第一四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和二年九月一日とすることとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための独立行政法人の納付金の納付等に係る手続に関する期限の臨時特例に関する政令（政令第二一一号）（総務省）

1　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人統計センター及び独立行政法人住宅金融支援機構の納付金の納付等に係る手続に関する期限を延長する特例について定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第十八条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第二十二条第一号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十四条第一号中「事務並びに」を「事務、」に、「、前条第一号及び第二号、」を「並びに前条第一号及び第二号に掲げる事務、第二十五条の二に規定する事務並びに」に改める。

第一章第二節第三款第二目中第二十五条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第二十五条の二　参事官は、防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に関する事務のうち、インド太平洋地域の安全保障環境の安定に資するものをつかさどる。

附　則

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十六日

防衛大臣　河野　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（令和二年法律第四十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令（平成二十六年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第六号」を「第二条第八号」に改める。